

憲法研究

KENPO KENKYU

THE JOURNAL OF CONSTITUTIONAL LAW

第49号 憲法学会 平成29年

No.49

2017

憲
法
研
究

第
49
号

平
成
二
九
年

憲
法
学
会

Articles

A Study on Municipal Ordinance on Political Ethics
..... *Taketo Higuchi* 1

Judgment of the Supreme Court for Article 733 and Article 750 of the Civil Code
..... *Masafumi Yamasaki* 23

Constructing Prosess of Minority Protection System in Croatia
— Communication with Venice Commissin for Revision of the Constitutional Law —
..... *Takashi Yamakawa* 77

Zum Jugendschutz und die Regelung gefährdender Ausdrücke in Japan und Deutschland
..... *Yuta Tanoue* 107

How do Electoral Institutions have an Impact on Difficulty of Constitutional Amendment?
..... *Takashi Kitamura* 125

The Constitution as Supreme Law
— As an Oppportunity to study the Relationship between the Constitution and Private Law —
..... *Koki Saito* 147

Miscellaneous News

論 説

政治倫理条例に関する一考察
..... 都留文科大学 樋口雄人 1

最高裁判所による再婚禁止期間規定（民法733条1項）
違憲判決と夫婦同氏規定（民法750条）合憲判決
..... 京都橋大学 山崎将文 23

クロアチアのマイノリティ保護制度形成過程
— 基本法改定をめぐるヴェニス委員会との交渉から —
..... 立命館大学 山川卓 77

青少年保護と有害表現規制 — ドイツを参考に —
..... 日本大学 田上雄大 107

選挙制度は憲法改正難度にどのような影響を与えるか
..... 名古屋商科大学 北村貴 125

憲法の最高法規性
— 憲法と私法の間を調える契機として —
..... 日本大学 齋藤康輝 147

学会消息 163

憲法学会結成趣意書

憲法は、国家組織の基本を定め、国家活動に基準を与へる最高の法規範である。憲法は、また国民の理想と願望の宣言であり、国民生活の在り方を示す道標である。しかも、国民の理想、願望、国民生活の在り方といふものは、民族の歴史の所産であり、その凝集したものにほかならない。従つて憲法は、民族の歴史の所産として、またその凝集したものととして、その国固有の独自性の上に成立するものであり、また成立させなければならぬものである。このことは、憲法をして憲法たらしめる基本原理であり、万国の憲法に通ずる普遍的原则であるといはなければならぬ。もし、それ、憲法にしてこのやうな原理原則に反するならば憲法は自ら厳しい歴史の審判の下に一個の空文と化するであらう。更にまた国家の統一と發展を阻み、国民生活の不安動揺を招き、つひには国家悠久の生命をも失はしめるに至るであらう。ここに、少くとも憲法に関しては、その規定の内容ばかりでなく、その成立するに至つた全過程が特に重視されなければならぬ理由がある。

顧みるに、現下わが国における思想、政治、法律、経済、宗教、教育、文芸等、各界の昏迷と相剋の現状は、一にかかつて道義の頹廢と国家意識の稀薄に基因するものであるが、その由つて来る所以は、果して憲法が、右の原理原則に適合して成立したるものなりや、即ち、いはゆる憲法情態の正否如何にかかるものと考へられる。かくて、真に国家の興隆をはかり、国民生活の健全なる發展を願ふ者は、すみやかに現行憲法及びその憲法情態に検討を加へ、もつて正しき憲法生活の確立と充実に資するところがなければならぬ。

われらは、憲法をして憲法たらしめる基本原理、万国の憲法に通ずる普遍的原则を究明するとともに、わが国固有の独自性の上に憲法生活を確立する方途を発見し、進んでその成果をひろく世に問ひ、国家の興隆と国家生活の發展に寄与することを目的として、ここに憲法学会を結成するに至つた。われらは厳に独善を戒め、謙虚に、諸家の高説に聴き、憲法学及びその隣接諸科学の研究者たる同憂の士と相提携協力し、もつて学徒としての本分を全うしたいと冀ふものである。

願はくば、ひろく同憂の学徒の御賛同と御協力を賜はらんことを。

昭和三十四年四月九日

憲法学会設立準備委員会

代表 澤田竹治郎